

新潟市国民保護計画

平成28年2月

新 潟 市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務，計画の位置づけ，構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市地域防災計画等との関連	2
4	市国民保護計画の見直し，変更手続	2
5	用語の定義	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	6
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	9
第4章	市の地理的，社会的特徴	14
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	20
1	武力攻撃事態	20
2	緊急対処事態	21
第2編	平素からの備えや予防	23
第1章	組織・体制の整備等	23
第1	市における組織・体制の整備	23
1	市の各部課における平素の業務	23
2	市職員の参集基準等	23
3	消防機関の体制	26
第2	関係機関との連携体制の整備	26
1	基本的考え方	26
2	県との連携	27
3	近接市町村との連携	27
4	指定公共機関等との連携	28
5	ボランティア団体等に対する支援	29
6	地域コミュニティによる共助意識の醸成	29
第3	通信の確保	30
第4	情報収集・提供等の体制整備	31
1	基本的考え方	31
2	警報等の伝達に必要な準備	32
3	安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備	33
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	34
第5	研修及び訓練	35

1	研修	35
2	訓練	36
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	38
1	避難に関する基本的事項	38
2	避難実施要領のパターンの作成	39
3	救援に関する基本的事項	39
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	40
5	避難施設の指定	41
6	医療救護体制の整備	42
7	生活関連等施設の把握等	43
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	45
1	市における備蓄	45
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	46
第4章	国民保護に関する啓発	47
1	新潟市非核平和都市宣言等の周知	47
2	国民保護措置に関する啓発	48
3	武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発	49
第3編	武力攻撃事態等への対処	50
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	50
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	50
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	53
第2章	市対策本部の設置等	54
1	市対策本部の設置	54
2	通信の確保	60
第3章	関係機関相互の連携	62
1	国・県の対策本部との連携	62
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	62
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	63
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	63
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	64
6	市の行う応援等	64
7	ボランティア団体等に対する支援等	65
8	市民等への協力要請	66

第4章	警報及び避難の指示等	67
第1	警報の伝達等	67
1	警報の内容の伝達等	67
2	警報の内容の伝達方法	68
3	緊急通報の伝達及び通知	69
第2	避難住民の誘導等	70
1	避難の指示の通知伝達	70
2	避難実施要領の策定	71
3	避難住民の誘導等	75
第5章	救 援	80
1	救援の実施	80
2	関係機関との連携	81
3	救援の内容	82
4	医療救護活動	85
5	被災者の捜索及び救出	88
6	死体の捜索, 処理, 火葬及び埋葬	88
7	救援の際の物資の売り渡し要請等	89
8	避難住民受入後の状況の変化等に応じた措置	90
9	災害時要援護者の生活支援	90
10	避難の長期化への対処	91
第6章	安否情報の収集提供	92
1	安否情報の収集	93
2	県に対する報告	95
3	安否情報の照会に対する回答	97
4	日本赤十字社に対する協力	100
第7章	武力攻撃災害への対処	101
第1	武力攻撃災害への対処	101
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	101
2	武力攻撃災害の兆候の通報	101
第2	応急措置等	102
1	退避の指示	102
2	警戒区域の設定	104
3	応急公用負担等	105
4	消防に関する措置等	105

第3章	生活関連等施設における武力攻撃災害への対処等	107
1	生活関連等施設の安全確保	108
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	108
第4章	大規模駅における武力攻撃災害への対処等	109
1	対象施設の考え方	110
2	施設利用者等の避難措置	110
3	近隣住民等の避難措置	110
4	駅施設が復旧されるまでの市長の情報提供等の措置	111
第5章	港湾施設における武力攻撃災害への対処等	111
1	対象施設の考え方	111
2	施設利用者等の避難措置	111
3	近隣住民等の避難措置	111
第6章	空港旅客ターミナル施設における武力攻撃災害への対処等	112
1	対象施設の考え方	112
2	施設利用者等の避難措置	112
3	近隣住民等の避難措置	113
4	旅客ターミナル施設が復旧されるまでの 市長の情報提供等の措置	113
第7章	石油コンビナート等における武力攻撃災害への対処等	114
1	基本的対応	114
2	構内従業員等の避難措置	114
3	近隣住民等の避難措置	114
4	施設の使用停止命令	115
5	被害の拡大の防止	115
第8章	NBC攻撃による災害への対処等	115
第8章	被災情報の収集及び報告	119
第9章	保健衛生の確保その他の措置	120
1	保健衛生の確保	120
2	廃棄物の処理	121
第10章	国民生活の安定に関する措置	122
1	生活関連物資等の価格安定	122
2	避難住民等の生活安定等	122
3	生活基盤等の確保	123
第11章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	124

第4編 復旧等	128
第1章 応急の復旧	128
1 基本的考え方	128
2 公共施設の応急の復旧	128
第2章 武力攻撃災害の復旧	130
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	131
1 国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求	131
2 損失補償，実費弁償及び損害補償	131
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	132
第5編 緊急対応事態への対応	134
1 緊急対応事態	134
2 緊急対応事態における警報の通知及び伝達	134

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務，計画の位置づけ，構成等

我が国の平和と安全を確保するためには，日本国政府の平素からの外交努力により，武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である。市としても，世界の平和を願って，市民憲章や新潟市非核平和都市宣言に基づいて積極的に平和交流を進めていく考えである。しかし，こうした努力にもかかわらず，国民に被害が及ぶ事態が発生し又はそのおそれがある場合は，国や地方公共団体は，国民の生命，身体及び財産を保護する責務がある。

市は，市民等の生命，身体及び財産を保護する責務に基づき，国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため，以下のとおり，市の責務を明らかにするとともに，市の国民の保護に関する計画の趣旨，構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は，武力攻撃事態等において，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令，国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び新潟県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ，市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき，市民等の協力を得つつ，他の機関と連携協力し，自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し，その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は，その責務に基づき，国民保護法第 35 条の規定により，市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては，その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項，市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

なお、この計画に基づく国民保護措置の具体的運用については、別途マニュアル等で定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

資料編

※ 資料編については新潟市地域防災計画資料編を準用する。

3 市地域防災計画等との関連

新潟市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、自然災害等から市民等の生命・身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき作成されたものであり、市国民保護計画とは別の法体系によるものである。

しかし、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等に関しては類似性が想定されるため、市国民保護計画に定めのない事項については、災害時の状況に応じて市地域防災計画その他関係法令等に定められた措置に準じた措置を講ずるなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

5 用語の定義

(計画関連)

用語	意義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、事態認定及び当該事態等への対処に関する全般的な方針について政府が定める基本的な方針
対策本部長	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる武力攻撃事態等対策本部の長
県対策本部長	国民保護法第28条第1項の規定により、知事をもって充てる県国民保護対策本部の長
市対策本部長	国民保護法第28条第1項の規定により、市長をもって充てる市国民保護対策本部の長
市対策本部	国民保護法第27条第1項の規定により、同法第25条第2項による指定の通知を受けた市が当該市区域において住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関
緊急事態連絡室	多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合において、市としての確かつ迅速に対処するため設置される機関
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して政府が定める基本的な方針
国民保護計画	指定行政機関、都道府県、市町村が基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画
国民保護業務計画	指定公共機関、指定地方公共機関が、その業務に関し、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画

市民等	市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内の全ての人
-----	--

（武力攻撃関連）

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
NBC攻撃	核兵器、生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

（避難・救援関連）

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
避難措置の指示	対策本部長が都道府県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講ずるよう行う指示
避難の指示	避難措置の指示を受けた都道府県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路・手段を示し、避難するよう行う指示
避難実施要領	管内住民に避難の指示があった市町村長が住民の誘導方法などを定めたもの
避難施設	住民を避難させ、また救援を行うため、都道府県知事（政令指定都市においては市長）があらかじめ指定した施設
緊急通報（武力攻撃災害緊急通報）	都道府県知事が、武力攻撃災害による危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに発令する、武力攻撃災害の現状及び予測等に関する通報

警戒区域	都道府県知事及び市町村長若しくは警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）が、武力攻撃災害による危険を防止するために設定し、退去を命じる区域のこと
退避の指示	都道府県知事・市町村長若しくは警察官等が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域の住民に対して行う退避（屋内への退避を含む）の指示
災害時要援護者	高齢者、障がい者、乳幼児、児童及び外国人等のうち、災害時に自力で避難できない者や避難に時間を要する者、必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難な者

（関係機関・施設関連）

用語	意義
指定行政機関	事態対処法第2条第4号の規定により、政令で指定された国の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省の29機関
指定地方行政機関	事態対処法第2条第5号の規定により、政令で指定された国の地方機関 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、原子力規制事務所、地方防衛局の26機関
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第6号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道府県知事が指定する機関
生活関連等施設	発電所やガスホルダーなど、その安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼすもの及び周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれのあるもの

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、侵すことのできない永久の権利として、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を配慮し、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自

律を保障することにより，その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また，市は，指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については，指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

なお，市は，平成15年6月5日参議院「武力攻撃事態への対処に関する特別委員会」附帯決議に留意する。

【参考】

(平成15年6月5日参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会附帯決議 抜粋)

放送事業者に関する指定公共機関の規定の整備に当たっては，放送の内容を警報，武力攻撃事態等の状況，避難の指示の内容等最小限にとどめ，かつ，放送の方法等放送機関の編集に影響を及ぼすことのないよう留意し，いやしなくも表現・言論の自由を侵すことのないようにすること

(7) 災害時要援護者等への配慮

市は，国民保護措置の実施に当たっては，災害時要援護者等の特に配慮を要する者の保護について留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は，国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また，要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては，その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 国際人道法の重視

国際人道法とは，国際法のうちジュネーヴ諸条約，ジュネーヴ諸条約に対する第1追加議定書などの国際的な武力紛争において適用されるものを指し，具体的には傷病者や捕虜の待遇，非人道的行為の処罰などを定めている。

市は，国民保護措置を実施するに当たっては，上記(7)(8)の他，次の2つの事項について特に配慮をおこなう。

- ① 被災者等の安否情報についての収集・整理・提供を行う。
- ② 武力攻撃事態等における赤十字標章及び文民保護のための特殊標

章等を交付又は使用許可を行うことにより，医療従事者及び文民の識別を図ることにより，攻撃及び災害から保護する。

(10) 地域特性等への配慮

ア 政令指定都市として，政治・産業・経済の中心である新潟市の特性を考慮する。

イ 石油コンビナートや大規模集客施設など，武力攻撃等の標的となることによって多大な被害が発生する施設が存在することへ配慮する。

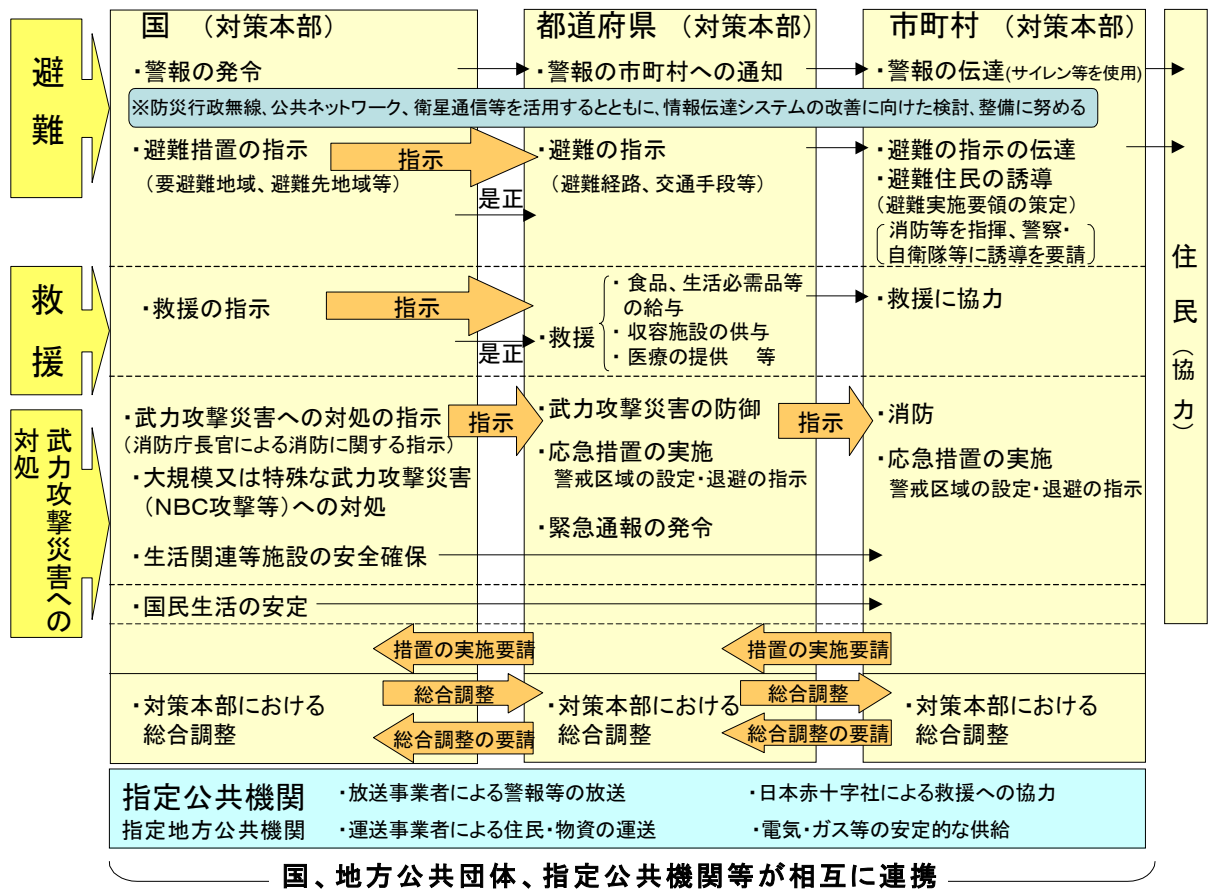
(11) 初動体制の充実

市は，武力攻撃等が発生した場合又はその兆候に関する情報を入手した場合は，速やかに国，県及び関係機関と情報共有を行い，国民保護措置の迅速かつ的確な実施が図られるよう，初動体制の確立に努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握する。関係機関の事務又は業務の大綱については、以下のとおりとされている。

国民の保護に関する措置の仕組み



○各機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水道施設の安全確保及び水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
新潟県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示，避難住民の誘導に関する措置，都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減，緊急通報の発令，退避の指示，警戒区域の設定，保健衛生の確保，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理，監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 地方公共団体に対する普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
新潟労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
北陸農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用の食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川，国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供

第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導，秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動，その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況，がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害に関する指導，助言等
放送事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 電気の安定的な供給
ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 1 郵便の確保
一般信書便事業者	<ul style="list-style-type: none"> 1 信書便の確保
病院その他の医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療の確保
道路，港湾，空港の管理者	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路，港湾及び空港の管理
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援への協力

	2 外国人の安否情報の収集，整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

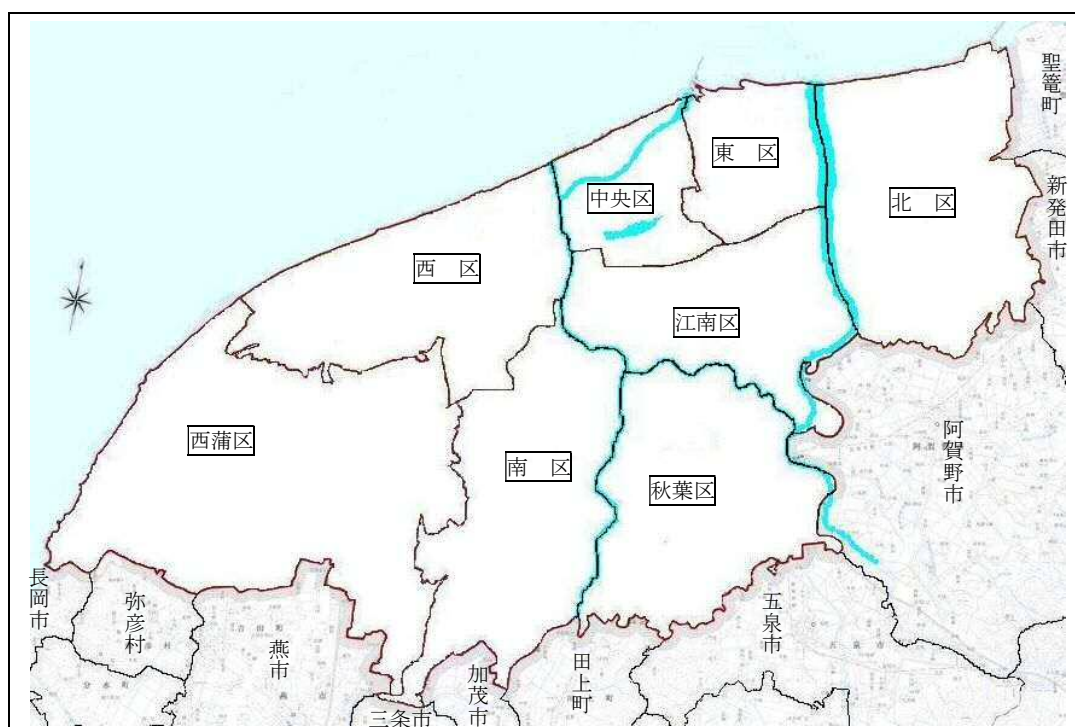
※ 関係機関の連絡先については，資料編に記載

第4章 市の地理的, 社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的, 社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的, 社会的特徴等について定める。

(1) 地形

新潟市は、新潟県の北西部に位置し、主に信濃川と阿賀野川の河口に堆積した沖積平野の上に発展した街であり、面積は726.45km²である。土地は概ね平坦で、海岸線に沿って砂丘地が広がり、その背後に防砂・防風林である松林があり、市街地を冬の季節風から守っている。かつては大小の潟や沼のある低湿地帯であった内陸部は、土地改良事業により豊かな稲作農地となっているが、近年、市街化の波が押し寄せている。また、南東側に新津丘陵、南西側に角田・弥彦山地がある。



(2) 気候

日本海側の気候区に属する新潟県は豪雪で有名であるが、本市は県内でも降雪の少ない地域となっている。これは本市が広大な新潟平野の海岸線に位置していることや佐渡の島影になることなどが原因である。

各月の気候の特徴として、1月から2月にかけては最も気温が低く、しばしば冬型の気圧配置となり、雪や雨の降る日が多い時期である。3月か

ら4月にかけては低気圧と高気圧が交互に通過し、天気は数日の周期で変わる。気温も上昇し、次第に晴れの日が多くなる。4月中旬(平年4月11日)に桜が開花した後、5月にかけては移動性高気圧に覆われて晴れる日が多い。梅雨入り(平年6月10日ごろ)後は、梅雨前線の影響で曇や雨の日が多くなり、梅雨末期の7月中旬前後は大雨となることもある。梅雨明け(平年7月22日ごろ)後は高気圧に覆われ晴れて気温の高い日が多くなる。また、「平成10年8月4日新潟豪雨」のように、8月に入ってから局地的な大雨となることもある。夏から秋にかけては台風の進路にあたることもあるが、新潟市で台風による被害が発生する頻度は比較的小さい。

9月下旬から11月中旬にかけては春と同様に低気圧と高気圧が交互に通過し、天気は数日の周期で変わる。11月上旬以降は次第に北からの寒気の影響を受けやすく、北西の季節風が吹くことが多くなる。この季節は海水温も高いことから、めまぐるしく天気が変わるしぐれの天気となる。新潟市の平年の初雪は11月24日で、12月にかけて雨や雪の降る日が多くなる。



(3) 人口分布

本市の人口は、平成27年4月1日時点の推計人口によれば、804,852人（男386,313人、女418,539人）と本州日本海側最大の都市である。

(区別人口・世帯数)

区	平成27年4月1日現在			
	人口			世帯数
	総数	男	女	
新潟市	804,852	386,313	418,539	327,723
北区	75,506	36,508	38,998	28,069
東区	136,894	65,860	71,034	59,223
中央区	181,918	86,283	95,635	84,331
江南区	68,937	33,509	35,428	26,004
秋葉区	76,425	36,439	39,986	28,854
南区	45,765	22,098	23,667	15,441
西区	161,071	77,664	83,407	65,772
西蒲区	58,336	27,952	30,384	20,029

※ 推計人口とは、平成22年国勢調査人口を基に、その後において届出のあった日本人及び外国人の出生・死亡と転入・転出を加減して算出している総人口です。

(4) 道路の位置等

本市の骨格となる道路網は、高速道路と一般国道で形成されており、高速道路は、関東圏や関西圏に繋がる北陸自動車道、東北圏に繋がる磐越自動車道及び日本海東北自動車道が供用されている。

主な一般国道は、新発田市及び村上市を通過して山形県に繋がる国道7号、長岡市及び上越市を通過して富山県に繋がる国道8号、阿賀野市を通過して福島県に繋がる国道49号、胎内市を通過して山形県に繋がる国道113号、柏崎市まで繋がる国道116号がある。

この他、3路線の一般国道、65路線の県道及び18,087路線の市道により各市町村間の連結や空港、港湾、高速道路の交通拠点へのアクセスを確保し、これらが一体となってネットワークを形成し、市内及び他市町村等との交通網を確保している。

(5) 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）が首都圏と直結する上越新幹線のほか、長岡市及び上越市を通過して長野県方面に繋がる信越本線，新発田市と繋ぐ白新線，柏崎市方面に繋がる越後線，山形県方面に繋がる羽越本線及び福島県方面に繋がる磐越西線を営業している。

空港は、国管理の新潟空港があり、2,500mと1,314mの2本の滑走路を有し、市街地に近く都市機能と密着した利便性の高い空港で、ロシア、韓国及び中国等と国際線航路を有する。

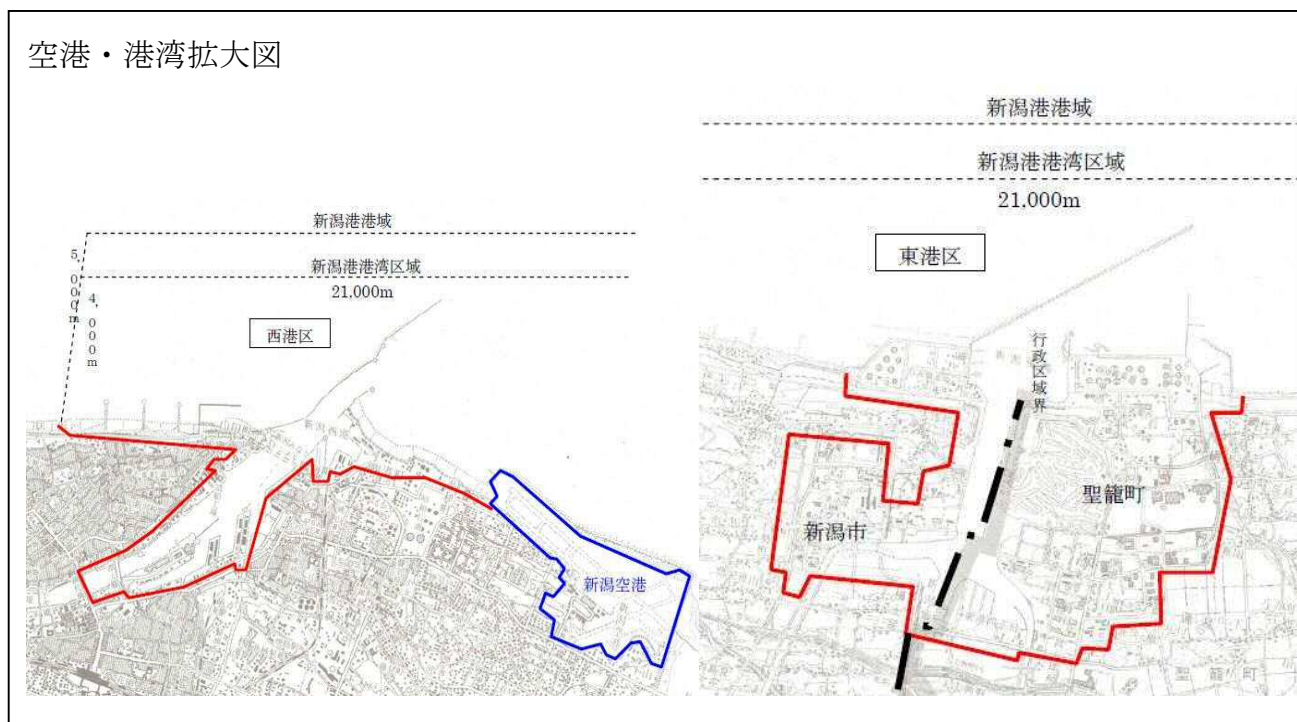
新潟港は西港区と東港区の2つに分かれ、西港区は、主に国内外へのフェリー航路、客船航路が発着し、複合一体型コンベンション施設「朱鷺メッセ」と相俟って、国際交流拠点となっている（岸壁水深－4.5m～－11.0m）。

東港区は、主に外貿コンテナ基地、エネルギー供給基地としての重要な役割を担っている（岸壁水深－5.0m～－13.0m）。

(幹線的な道路等の地図)



空港・港湾拡大図



(6) 自衛隊施設等

市内の自衛隊施設は3ヶ所あり、海上自衛隊新潟基地分遣隊が臨海町、航空自衛隊新潟救難隊が船江町、自衛隊新潟地方協力本部が美咲町に所在している。

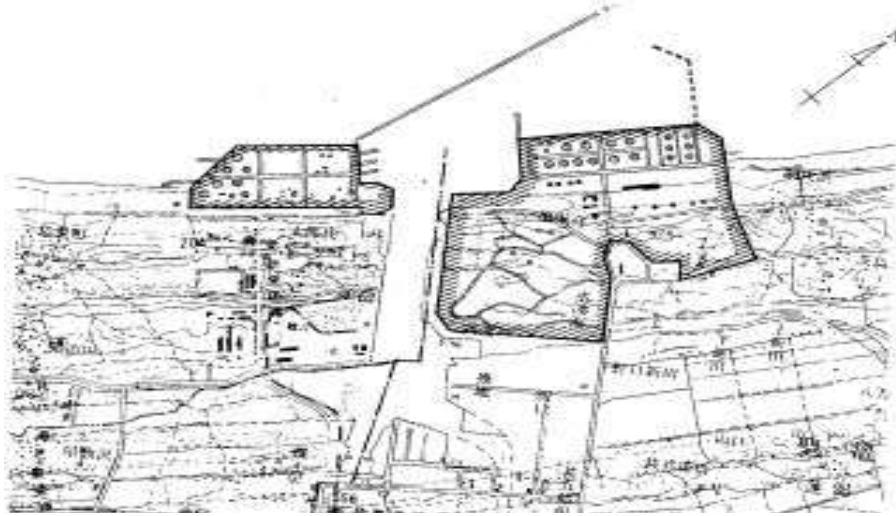
(7) 石油コンビナートの所在等

市内には、石油コンビナート等特別防災区域として、新潟東港地区及び新潟西港地区の2箇所があり、石油や高圧ガスの貯蔵又は取扱い施設が存在する。また、火力発電所や化学工場施設も立地されている。

特に新潟西港地区は旧来から石油関連事業所と一般木造家屋密集地域が近接、共存しており、他の特別防災区域とは立地的性格が異なる。

石油コンビナート等特別防災区域図

新潟東港地区特別防災区域



新潟西港地区特別防災区域

日本海



(8) その他

市内には、大規模集客施設として、国際会議室や大ホール、ホテルなどが一体化した複合コンベンション施設である朱鷺メッセや約 42,300 人収容可能な総合スタジアムであるデンカビックスワンスタジアム、約 30,000 人収容可能な野球専用スタジアムであるハードオフエコスタジアム新潟等が存在する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

(1) 着上陸侵攻

敵国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸進行に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動の予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定され、事態の状況により、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器，B：生物兵器，C：化学兵器）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊といった事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほかに、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

といった事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。また、市対策本部の組織編制及び業務については、各部課の日常業務を考慮し、また市地域防災計画上の業務との整合性を図り、円滑に行えるように定める。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

※【市における24時間体制の確保について】

○ 市部課での対応充実

危機管理防災局の職員は、配備基準の要件となる情報をJアラート、あるいは消防局、本庁警備室、県等の関係機関からの情報により得た場合は、職員参集システム及び電話等を利用して関係する職員に連絡を行うものとする。

○ 消防局との連携強化

危機管理防災局連絡用携帯電話による連絡体制の強化及び危機管理防災局への受令機設置による情報収集の強化の他、消防局から市民等への初動連絡ができるよう、同報系防災行政無線の遠隔制御局を消防局に設置する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当課体制	危機管理防災局職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は区役所等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等）	②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 ①

合	市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする（市対策本部組織については第3編第2章に記載）。

【市対策本部長、市対策副本部長及び区対策本部長等の代替職員】

名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長（市長）	副市長※1	副市長※1	副市長※1
副本部長（副市長）	副市長※1	副市長※1	危機管理監
区対策本部長 各対策部長 (各区長・部長等)	副区長、 各部副部長に指 定された職員	各区、各部の班 長に指定された 職員※2	各区、各部の班 長に指定された 職員※2

※1 新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則による

※2 国民保護対策本部組織に記載の順とする

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、交代要員等についてあらかじめ定める。

3 消防機関の体制

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県と連携し、住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置における個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部課名，所在地，電話（FAX）番号，メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有等

警報の内容，経路や運送手段等の避難，救援の方法等に関し，県との間で緊密な情報の共有を図る。

また，特に，避難の指示と避難実施要領の記述内容，救援の役割分担，運送の確保等，県との間で特に調整が必要な場合の連携に留意する。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は，県との国民保護計画の協議を通じて，県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は，自らが管理する道路について，武力攻撃事態等において，道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう，県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は，近接市町村の連絡先，担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに，近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや，防災に関し締結されている市町村間の相互応援

協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう新潟市衛生試験所を活用するとともに、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

※ 関係機関との協定については、資料編に記載

5 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携を図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(3) 市ボランティアセンターの設置に関する事前準備

市は、武力攻撃災害等が発生したときに速やかに市ボランティアセンターを設置できるよう、地域のボランティア団体や関係団体等との連携を図り、あらかじめ市ボランティアセンターの設置について、場所や担当者を指定する。

6 地域コミュニティによる共助意識の醸成

武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等に関しては、地域コミュニティの果たす役割が大きいことから、市は、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

また、市は、地域単位での避難の実施並びに地域での的確な情報伝達等を念頭に、市民等のとるべき行動に関する情報の提供、意識啓発等に努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された信越地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設 備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況を高所監視カメラ等により収集に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。	

運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積、整理及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民等及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民等及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備及び可聴範囲の拡大を図る。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの市民等への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護にかかる警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民等に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して、大規模集客施設等に対する警報の伝達方法を定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活

動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民等の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報（下表参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号又は様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、県に報告する。（様式1号から3号については93頁から96頁を参照のこと）

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難住民（負傷した住民も同様）<ol style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所⑥ 国籍⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ 負傷（疾病）の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要な情報⑫ 親族、同居者への回答の希望⑬ 知人への回答の希望⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意2 死亡した住民 |
|--|

(上記①～⑦, ⑪, ⑭に加えて)

⑮ 死亡の日時, 場所及び状況

⑯ 遺体の安置されている場所

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は, 収集した安否情報を円滑に整理, 報告及び提供することができるよう, あらかじめ, 市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに, 職員に対し, 必要な研修・訓練を行う。また, 県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は, 安否情報の収集を円滑に行うため, 医療機関, 諸学校, 大規模事業所等安否情報を保有し, 収集に協力を求める可能性のある関係機関について, 既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は, 被災情報の収集, 整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため, あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに, 必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報)							
平成 年 月 日 時 分							
新 潟 市							
1 武力攻撃災害が発生した日時, 場所(又は地域)							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 新潟市△△町A丁目B番C号(北緯 度, 東経 度)							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方	負傷者		全壊	半壊	
		不明者	重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を

一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、市職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国

民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携

させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民等の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に災害時要援護者等の特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、市民等に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民等の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。この際、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 区域内の人口分布（男女別）
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業所等）の連絡先一覧、協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 災害時要援護者への配慮

ア 地域住民等に対する啓発

市は、「市報にいがた」等の広報紙や自主防災組織の防災訓練及び研修を通じて、積極的に地域住民に対して災害時要援護者支援につい

での啓発を図る。

イ 地域ぐるみの支援体制

市は、災害発生時に地域ぐるみで災害時要援護者の安全確保を図るため、平常時より情報伝達、避難誘導等の体制づくりを自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て進めるものとする。また、災害時要援護者名簿の活用を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行う。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力が重要であることから、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

また、避難実施要領のパターン作成に当たっては、区域内の観光客等一時滞在者数や、昼間人口等の把握に平素から努めるとともに、積雪期における避難方法並びに災害時要援護者等について配慮するものとする。

※ 避難実施要領のパターンについては、資料編に記載

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県に代わって救援を行うことから、迅速かつ的確に救援に関する

る措置を実施できるよう、市の行う救援の内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎的資料として特に準備

- 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地，建物等のリスト
- 備蓄物資，調達可能物資のリスト
- 関係医療機関のデータベース
- 救護班のデータベース
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 墓地及び火葬場所等のデータベース

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等（鉄道，バス，船舶，飛行機等）の数，定員
 - ② 本社及び支社の所在地，連絡先，連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路（路線名，起点・終点，車線数，管理者の連絡先など）
 - ② 鉄道（路線名，終始点駅名，路線図，管理者の連絡先など）
 - ③ 港湾（港湾名，係留施設数，管理者の連絡先など）
 - ④ 飛行場（飛行場名，滑走路の本数，管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

市は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、県と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。

ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう留意して指定を行うとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないように配慮する。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

市は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

また、避難施設を指定した場合は速やかに知事へ報告する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

市は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援

の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市に届け出るよう周知する。

また、届出があった場合は、速やかに知事へ報告する。

(5) 避難施設データベースの共有化

市は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報をもとに県に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に県に報告する。

【避難施設について把握しておくべき標準的項目】

<ul style="list-style-type: none">・施設の名称・施設の所在地（郵便番号・住所），連絡先（電話番号・FAX 番号）・管理する担当窓口（名称・電話番号・FAX 番号）・施設の面積，構造・施設の保有設備（トイレ，給食設備，浴室・シャワー等）	ほか
--	----

(6) 県及び市民等に対する情報提供

市は、市民等の避難誘導等を円滑におこなうため、避難施設データベースの情報を県に提供する。

また、市民等に対しても、県、消防、県警察等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等市民等が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 医療救護体制の整備

(1) 医療救護体制の確立

ア 医療救護体制の整備

市は、武力攻撃災害から、市民等の生命・健康を守るため、市地域防災計画に基づき、災害医療コーディネーターを中心とし、県及び医療機関、新潟市医師会などの医療関係団体などと緊密な連携のもと被害の実態にあわせた医療救護体制の整備を行う。

イ 救護所の設置及び医療救護班の派遣体制の整備

武力攻撃災害発生時には多くの傷病者の発生が予想され、迅速かつ

適切な医療救護活動が求められることから、初期救急医療を担う救護所として市急患診療センター及び市口腔保健福祉センターを指定し、市民などに周知する。また、市医療関係団体などから協力を得て、医療救護班の派遣体制を確保し、医療救護活動を実施する。

(2) 医薬品及び医療資器材などの確保

ア 備蓄医薬品及び医療資器材などの確保

市は、市地域防災計画に基づき、救護所等で医療救護活動に必要な医薬品及び医療資器材などを備蓄する。

イ 不足する医薬品及び医療資器材などの確保

市は、市地域防災計画に基づき、市内の医薬品卸売団体などと協定を締結し、不足する医薬品及び医療資器材などを確保するとともに、応援協定締結自治体などの応援により、調達体制の整備を図る。

(3) 医療救護対策の充実

市は、救護所や被災地域の診療所などへの医療支援を行うため、市地域防災計画に基づき、災害拠点病院や災害支援病院から後方支援医療機関としての協力を得、重症患者の受け入れ要請など医療救護体制の充実・確保に努める。

7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁，所管県担当部課】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当 部課
第27条	1号	発電所，変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設，貯水施設，浄水施設，配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設，軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設，係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等，旅客ターミナル施設，航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	防災局
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	防災局
	4号	高圧ガス	経済産業省	防災局
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	福祉保健部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤，毒素	各省庁（主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は，その管理に係る公共施設等について，特に情勢が緊迫している場合等において，必要に応じ，生活関連等施設の対応も参考にして，県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において，県警察及び海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄，整備

市が備蓄，整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について，以下のとおり定める。なお，備蓄等に当たっては，男女のニーズの違いにも留意する。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能であるものについては，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制を整備する。

なお，物資及び資材の備蓄に当たっては，代替機能確保のため，分散備蓄に努める。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされ，また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており，市としては，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は，国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と密接に連携して対応する。

また，武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても，国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう，他の市町村等や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、土地及び建物等の既存のデータ等の適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民等が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、我が国を取り巻く国際情勢や国民保護の意義や仕組みについて、広く市民等の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 新潟市非核平和都市宣言等の周知

国民保護に関する啓発にあたっては、世界平和が重要であることから、市は、市民憲章や新潟市非核平和都市宣言を通じて、平和の願いを広く市民等に周知していくことに努める。

新潟市非核平和都市宣言

わたしたちのまち新潟市は、

日本海に面した湊町、また、実り豊かな田園地帯として発展してきました。

いま、市町村合併によって、新・新潟市に生まれ変わり、

水と緑に恵まれた魅力ある国際都市として、

本州初の「日本海政令市」を目指しています。

先の大戦で、わたしたちは、尊い生命や貴重な財産を失いました。

新潟市は、広島・長崎に並ぶ原爆投下予定地のひとつでした。原爆を恐れ市民が一斉避難した日もありました。

あれから60年。

わたしたちは、現在のわたしたちの暮らしが、戦争による多くの方がたの尊い犠牲の上に成り立っていることを忘れてはなりません。そのことを後世に伝えていかなければなりません。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和が、わたしたちの永遠の願いです。

しかし、いまだに世界各地で紛争が絶えません。

飢餓、貧困、差別、人権侵害、環境破壊……、平和な暮らしを脅かすものが、世界に満ちています。

わたしたちの暮らす北東アジアでも緊張関係が続き、核兵器の脅威が強まっています。

わたしたちは、核兵器の不拡散、そして廃絶を強く訴えます。

わたしたちの安心で安全な暮らしを脅かす全てのものを無くすこと。

地球上の全ての人びとが、平和で豊かな暮らしを送ること。

地球全体が、共生互惠関係を築き、ともに繁栄発展すること。

それが、わたしたちの願いです。世界の人びとの願いです。

わたしたちは、そのために不断の努力を重ねていきます。

海のむこうは、友となる国ぐに。

わたしたちは、世界の平和のかけ橋となります。

子どもたちの未来のために、

わたしたちの暮らす北東アジアの人びとが、世界の人びとが手を取りあって、

日本海を「平和の海」に！

新しい新潟市誕生の記念すべき年に、

核兵器の不拡散、そして廃絶を願い、

環日本海の友好・交流の拠点都市として、

北東アジアをはじめ広く世界に向けて、

新潟市が非核平和都市であることをここに宣言します。

2005年10月10日 新潟市

2 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民等向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民等への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民等への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

3 武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民等への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民等がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民等に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。市は、多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるので、二次的被害を防止するため、その発生原因の確認を急ぐ。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、このような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが重要であることから、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

ア 担当課体制による初動措置

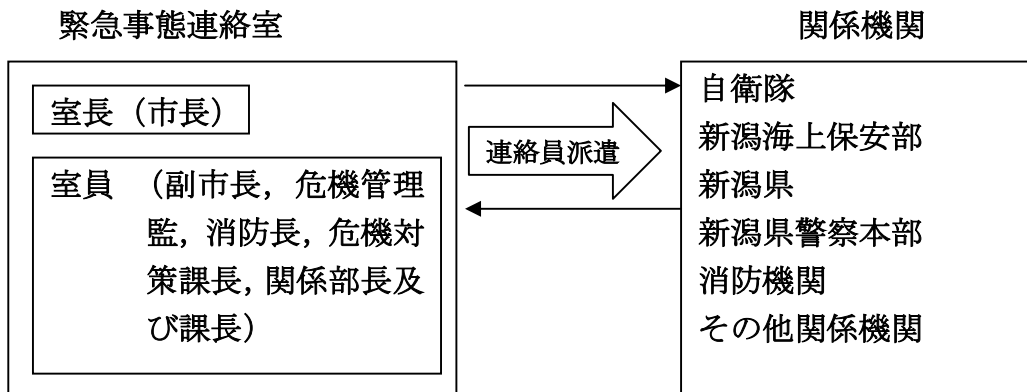
市は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるとの情報を入手した場合や発生原因が不明確な事案が発生した場合に、初動措置として危機管理防災局職員を参集させ、関連情報を収集するとともに、関係機関との連携強化を図る。

イ 緊急事態連絡室の設置

市長は、危機管理防災局からの報告、又は現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

緊急事態連絡室の体制は、市長を室長とし、市対策本部員のうち発生事案に応じた要員により構成する。

【緊急事態連絡室の構成等】



※ 市民等からの通報，県からの連絡その他の情報により，市職員が当該事案の発生を把握した場合は，直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防局においても，通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

ウ 緊急事態連絡室における初動措置

緊急事態連絡室は，消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め，国，県，関係する指定公共機関，指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに，緊急事態連絡室を設置した旨について，県に連絡を行う。

この場合，緊急事態連絡室は，迅速な情報の収集及び提供のため，現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は，緊急事態連絡室において，各種の連絡調整に当たるとともに，現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ，必要により，災害対策基本法等に基づき，住民の安全に十分に留意したうえで，避難の指示，警戒区域の設定，救急救助等の応急措置を行う。また，市長は，国，県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに，必要な指示を行う。

市は，警察官職務執行法に基づき，警察官が行う避難の指示，警戒区域の設定等が円滑になされるよう，緊密な連携を図る。

なお，政府による事態認定がなされ，市に対し，市対策本部の設置の指定がない場合においては，市長は，必要に応じ国民保護法に基づき，退避の指示，警戒区域の設定，対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

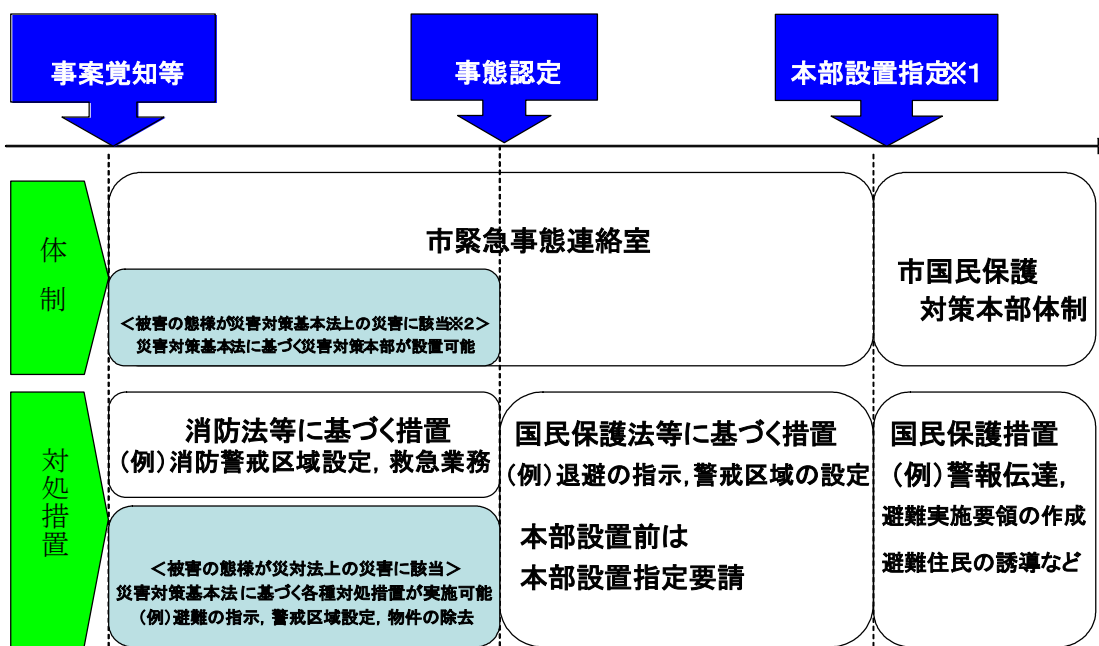
(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする）。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部事務局は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、非常配備体制伝達系統図等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部事務局は、市本庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

カ 市対策本部の代替機能の確保

市長は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を本庁舎内に設置できない場合は、中央区役所を除く、北、東、江南、秋葉、南、西、西蒲区役所から対処事態の発生場所等に応じて定める。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置

することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部における広報等

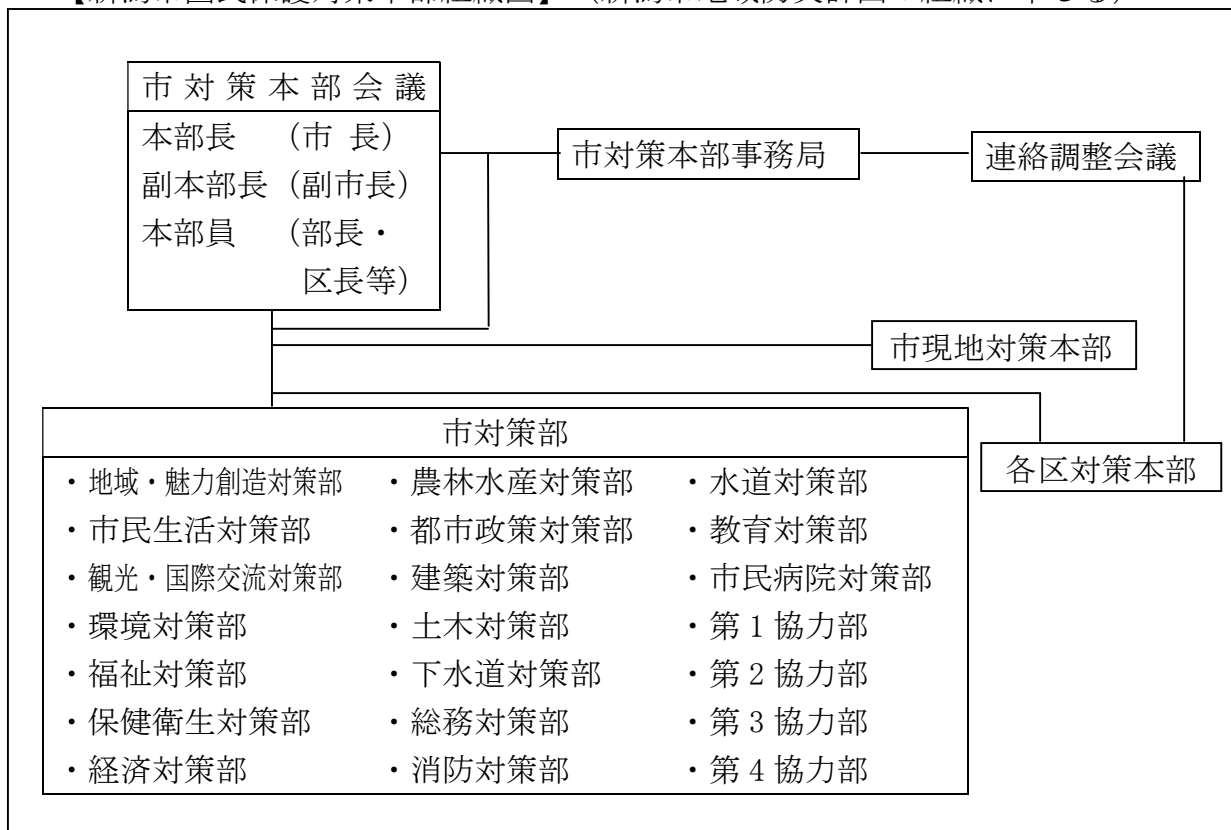
市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(4) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織は下図のとおりとする。

なお、市対策本部の組織編制及び業務については、各部局の日常業務を考慮し、また市地域防災計画上の業務との整合性を図り、円滑に行える様に定める。

【新潟市国民保護対策本部組織図】（新潟市地域防災計画の組織に準じる）



ア 市対策本部長

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(ア) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(イ) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(ロ) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(ハ) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(ニ) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

イ 市対策副本部長

市対策副本部長は、市対策本部長を補佐し、市対策本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 市対策本部長

市対策本部長は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従

事する。

エ 市対策本部事務局

市対策本部に国民保護対策本部事務局を置き，構成は下記のとおりとする。

(ア) 事務局長

a 市対策本部事務局に，事務局長を置き，危機管理監をもって充てる。

b 事務局長は，本部長の命を受け，市対策本部事務局の事務を掌理する。

(イ) 事務局次長

a 市対策本部事務局に，事務局次長を置き，危機管理防災局長をもって充てる。

ただし，危機管理防災局長が事務局次長の職務を行えない場合，あらかじめ指定したものをもって充てる。

b 事務局次長は，事務局長を補佐し，事務局長に事故があるときは，その職務を代理する。

(ウ) 事務局員

事務局員は，危機管理防災局職員，広報課職員及び事務局長が指名する職員をもって充てる。

オ 部

市対策本部に部を置く。

(ア) 部長

部長は，市対策本部長の命を受け，部の事務を掌理する。

(イ) 副部長

副部長は，部長を補佐し，部長に事故があるときは，その職務を代行する。

(ウ) 各部の組織

a 班

部に班を置く。

(a) 班長

班長は，上司の命を受け，班の事務を掌理し，班員を指揮監督する。

(b) 副班長

副班長は，班長を補佐し，班長に事故があるときは，その事務を代行する。

(c) 班員

班員は、班長又は副班長の所属する課又は機関の職員のうちから部長が指名する。

(エ) 情報担当員

a 部に情報担当員を置く。

b 情報担当員は、本部長に対し部の所管に係る情報を伝達し、本部長の指令等を部長に伝達する。

c 情報担当員に事故があるときは、部長の指名する者がその職務を代理する。

(オ) 情報連絡員

a 部長は、部の職員のうちから情報連絡員をあらかじめ指名しておき、本部事務局に派遣するものとする。

b 情報連絡員は、本部事務局及び情報担当員の指示のもとに情報伝達等の事務を行う。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 市対策本部会議

ア 招集

市対策本部長は、国民保護措置に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ市対策本部会議を招集し、市対策本部長がその会議の議長にあたる。

イ 構成

市対策本部会議の構成は、市対策副本部長及び市対策本部員及び市対策本部長が指名する職員をもって組織する。

ウ 開催場所

原則として、市役所本庁舎3階本部会議室で開催する。

(7) 連絡調整会議

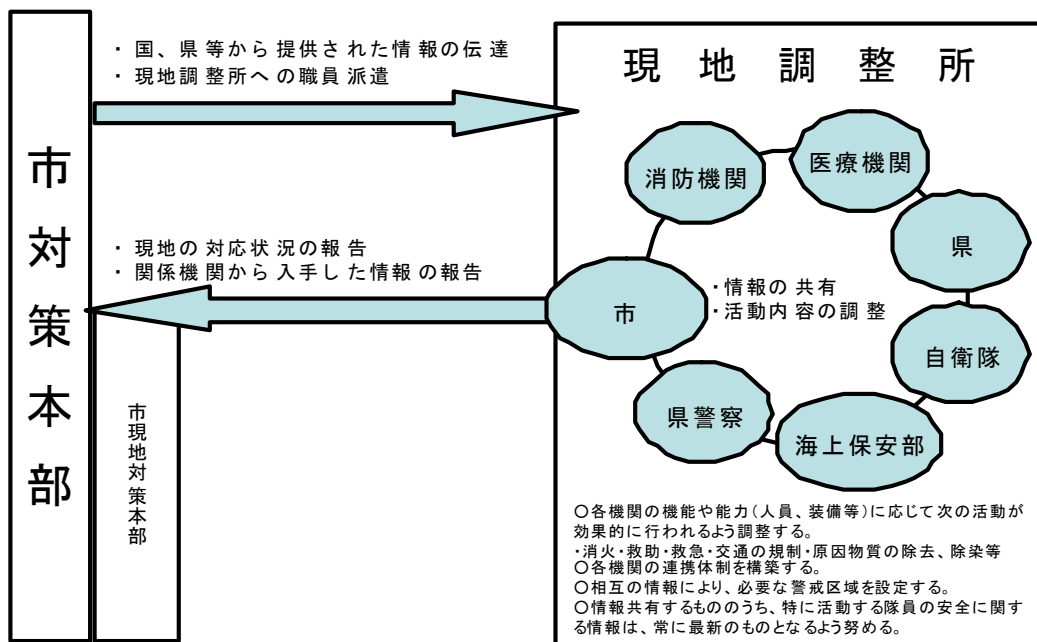
事務局長は、国民保護措置に関して各部及び関係機関と連絡調整を図

るため、必要に応じて各部の班長又は関係機関の代表者等を招集して、連絡調整会議を開催する。

(8) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



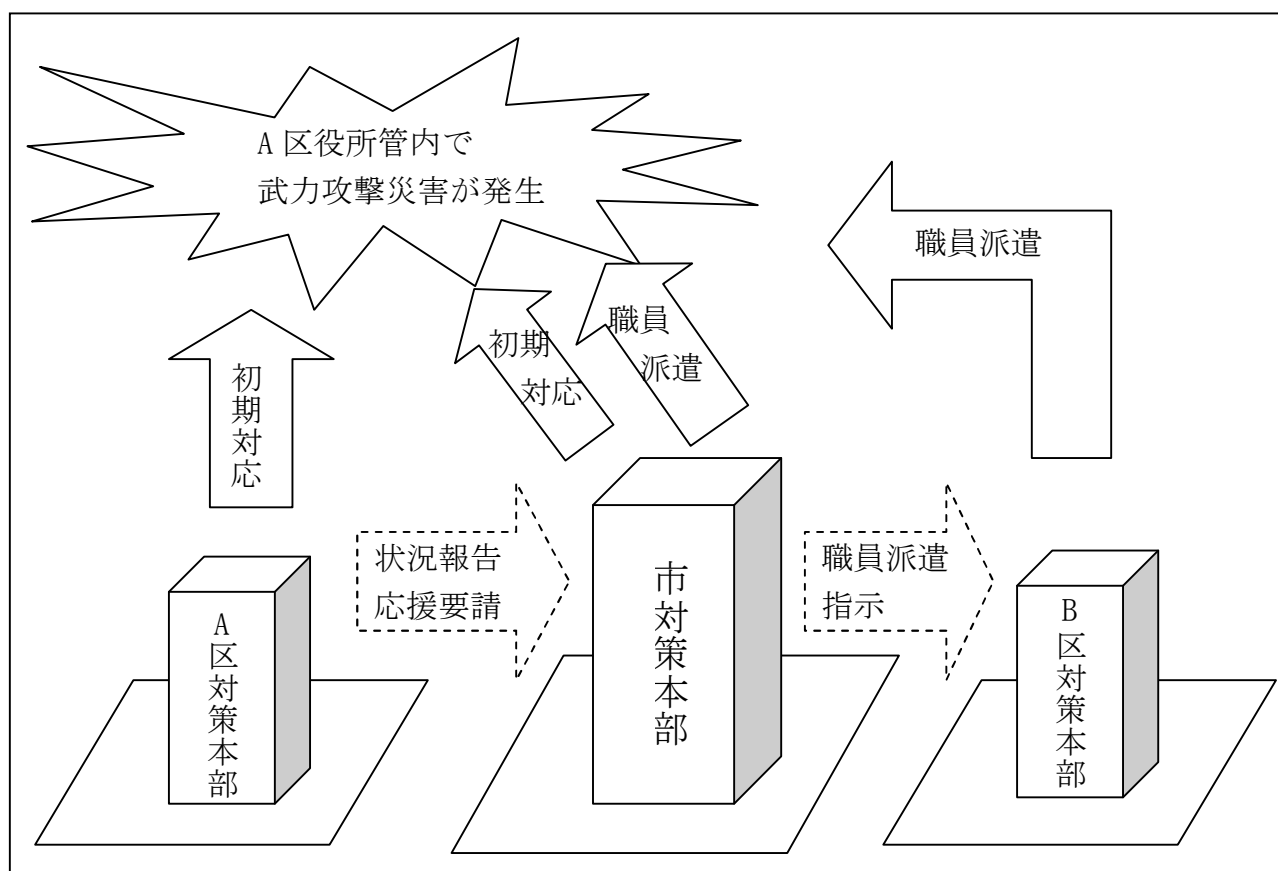
(9) 区対策本部と市対策部との関係

ア 武力攻撃災害が発生した場合、発生地区を所管する区対策本部が、市対策部と連携して初期対応を行う。

イ 区対策本部の各班は、災害対応を行うとともに、市対策本部に状況報告を行い、災害の規模によっては応援職員の派遣依頼を行う。

ウ 応援職員の派遣依頼を受けた市対策本部は、区の災害の程度を勘案し、市対策部及び他区対策本部から職員を派遣することができる。

【区対策本部と各対策部との関係イメージ図】



(10) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の活用、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線、地域防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策

本部と市現地対策本部，現地調整所，要避難地域，避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は，必要に応じ，情報通信手段の機能確認を行うとともに，支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし，そのための要員を直ちに現場に配置する。また，直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は，武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため，必要に応じ，通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し，自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員を出席させ、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について密接な連携を図る。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにして行う。

- (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

- (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該市町村の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監，海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監，航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し，防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか，防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも，市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求，事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由，活動内

容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求めらる。

イ 応援を求めらる市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求めらる。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求めらる。この場合、応援を求めらる理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行らる。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行つた場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出らる。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行つた場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行らる。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めらる。

(2) 市は、(1)の要請を行らるときは、県を経由して行らる。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行らる。また、当該要請等を行つても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求めらる。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) 市ボランティアセンターの設置

市は、武力攻撃災害等が発生したときは、必要に応じて関係団体に要請し、市ボランティアセンターを設置する。

市は、市ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集したボランティア活動希望者の受入、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努める。また、市ボランティアセンターは、必要に応じて県ボランティア本部に対し、ボ

ランティアの派遣要請を行う。

(3) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(4) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を市対策本部及び国・県対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民等への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

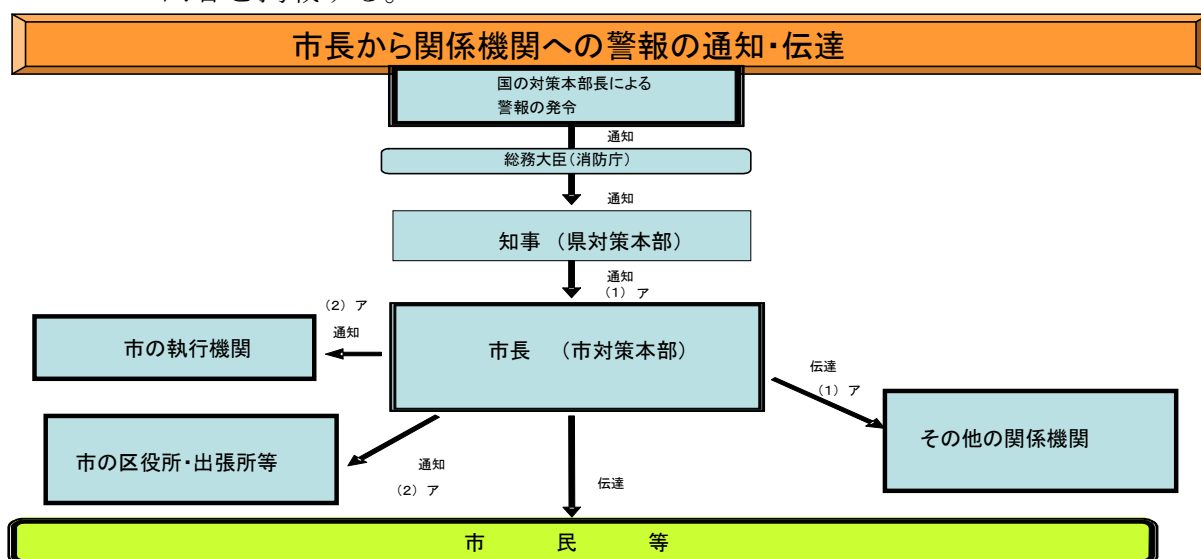
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民等及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.niigata.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。



※ 警報の伝達に当たっては、広報車のほか同報系防災行政無線を活用することなどにより行う。
※ 市のホームページ（<http://www.city.niigata.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、広報車で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報車やホームページへの掲載等の手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、広報車によるサイレンを使用して市民等に周知を図る。

また、上記ア及びイともに、同報系防災行政無線の使用、災害時一斉メール配信システム（にいがた防災メール）の活用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯及び災害時要援護者等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、災害時要援護者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、市地域防災計画に基づき、避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

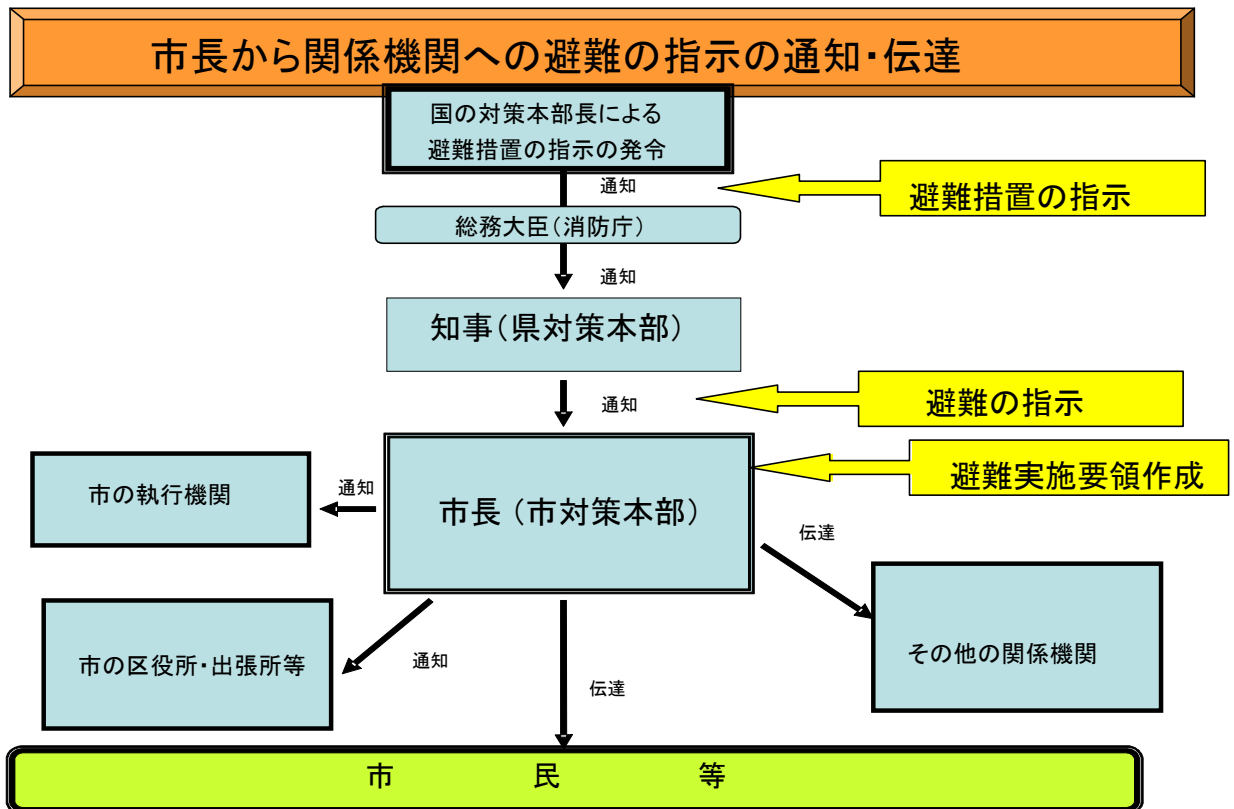
緊急通報の市民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、市民等の保護を最優先に関係機関等との意見調整を行い、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民等に対して迅速に伝達する。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。また、積雪期においては、避難の経路や交通手段が限定されることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定に当たっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮するものとする。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

ア 避難実施要領に定める事項(法定事項)

- (ア) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- (イ) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員
の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- (ウ) 避難の実施に関し必要な事項

イ 避難実施要領の策定の留意点について(県計画に定める基準)

市は、避難実施要領に下記の項目についての記載を行う。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容にできることとする。

(ア) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の町名を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：「新潟市〇〇町」，「〇〇町内会」等を避難の単位とする)

(イ) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：〇〇市〇〇町1-1にある〇〇高校体育館)

(ウ) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住

所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：新潟市〇〇町1-2の〇〇小学校体育館に集合する。集合するにあたっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、災害時要援護者については、自動車等の使用を可とする。)

(エ) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：〇月〇日15:20, 15:40, 16:00)

(オ) 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、災害時要援護者の住所を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者の有無を確認する。)

(カ) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するA市A駅行きの電車で避難を行う。A市A駅に到着後は、A市及び新潟市職員の誘導に従って、徒歩で〇〇高校体育館に避難する。)

(キ) 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。

(ク) 災害時要援護者等の特に配慮を要する者への対応

自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するための対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、災害時要援護者を優先的に避難させる。また、民生委員・児童委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

- (ケ) 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。
避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。
避難誘導中に避難者リストを作成する。)
 - (ク) 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
(例：避難誘導要員は、○月○日 18：00 に避難住民に対して、食料、水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)
 - (ク) 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。
なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)
 - (シ) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。
- ウ 避難実施要領の策定における考慮事項
避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
- (ア) 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
 - (イ) 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
 - (ウ) 避難住民の概数把握
 - (エ) 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
 - (オ) 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
 - (カ) 災害時要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

- (キ) 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路，県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整，道路の状況に係る道路管理者との調整）
- (ク) 職員の配置（各地域への職員の割り当て，現地派遣職員の選定）
- (ケ) 関係機関との調整（現地調整所の設置，連絡手段の確保）
- (コ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整，国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※ 【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について，道路，港湾施設，飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には，市長は，国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように，県を通じて，国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

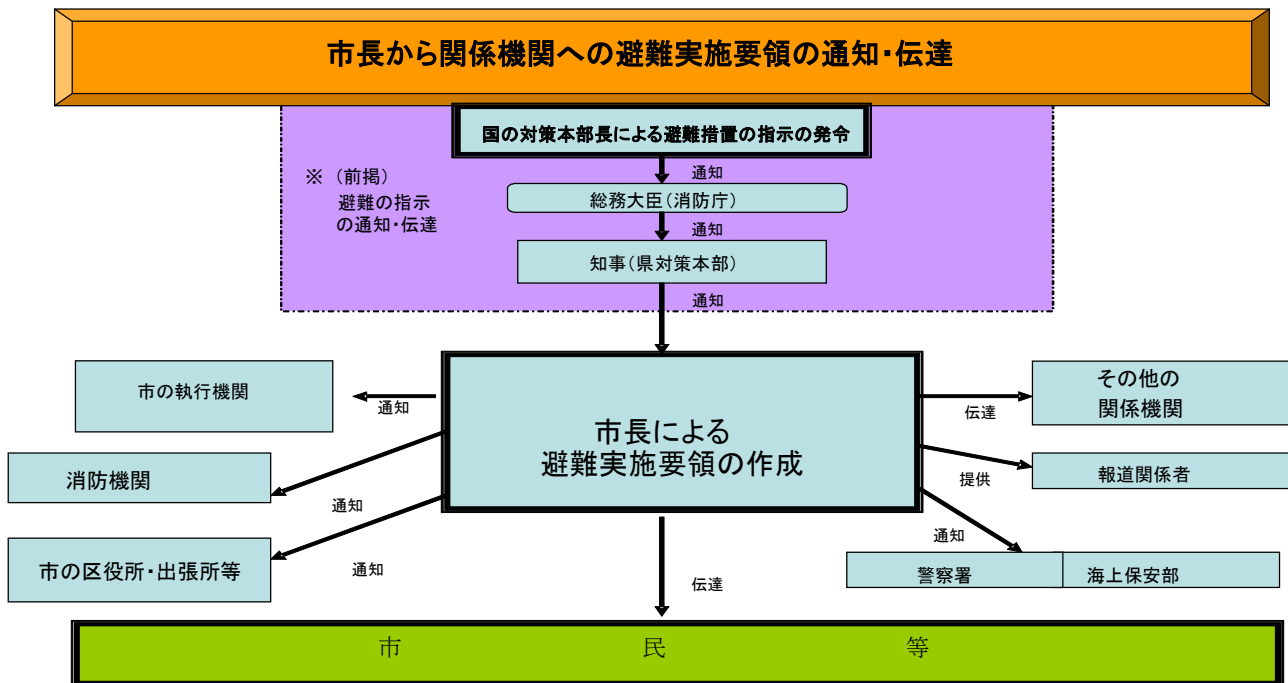
この場合において，市長は，県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう，避難の現状，施設の利用の必要性や緊急性等について，市の意見や関連する情報をまとめる。

(2) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は，避難実施要領を策定後，直ちに，その内容を，市民等及び関係のある公私の団体に伝達する。その際，市民等に対しては，迅速な対応が取れるよう，各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また，市長は，直ちに，その内容を市の他の執行機関，市の区域を管轄する消防長，警察署長，海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに，市長は，報道関係者に対して，避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導等

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど市民等の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつ

つ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官等による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難

市は、自衛隊施設等の周辺地域における住民の避難が必要な場合、避難誘導が円滑に行われるよう、自衛隊、国の関係機関、県等と緊密な連携を図る。

(5) 大規模集客施設及び旅客輸送関連施設における滞在者の避難等

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、施設の特性に応じて施設管理者等と連携し、必要な対策をとるものとする。

(6) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援

助について、協力を要請する。

(7) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(8) 災害時要援護者への配慮

市は、武力攻撃災害の発生等により市民等の避難が必要になった場合、災害時要援護者名簿を活用するとともに、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、国際交流協会等の協力を得ることにより、避難が迅速に行えるようにするとともに、災害時要援護者が属する自治会、町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

(9) 園児、児童及び生徒への配慮

市は、園児、児童及び生徒の在校（園）時において、教育長を通し、学校等の管理者が速やかに園児、児童及び生徒を掌握し、市の誘導に従い安全に避難させることができるよう要請を行う。また、教育長を通し、在校（園）時以外に武力攻撃災害が発生した場合には、学校等の管理者に対して、在籍する園児、児童及び生徒の安否について協力を依頼する。

また、市は、保育園児の在園時においては、保育所の管理者が速やかに園児を掌握し、市の誘導に従い安全に避難させることができるよう要請を行う。また、在園以外に武力攻撃災害が発生した場合には、保育所の管理者に対して、在籍する園児の安否について協力を依頼する。

(10) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(11) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相

談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(12) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(13) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(14) 県に対する要請等

ア 食料、医療品等の支援の要請

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

イ ヘリコプターの出動要請

市は、道路が輸送路として機能しない地域については、県に対して、消防防災航空隊の出動を要請する。

また、市は県と連携し、臨時ヘリポートを早期に確保する。

(15) 避難住民の運送

ア 市長は、避難住民を運送するため、動員できる市の車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておく。

市長は、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送

区間等を示して知事に応援を要請する。

イ 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

ウ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救 援

市長は、市が避難先地域となった場合は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために必要に応じて救援に関する措置を実施する。
救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 県による救援の実施に係る調整

市長は、政令指定都市が県と同様の立場で救援を行うことから、救援の円滑な実施のため、知事と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、知事に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

また、市長は、必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

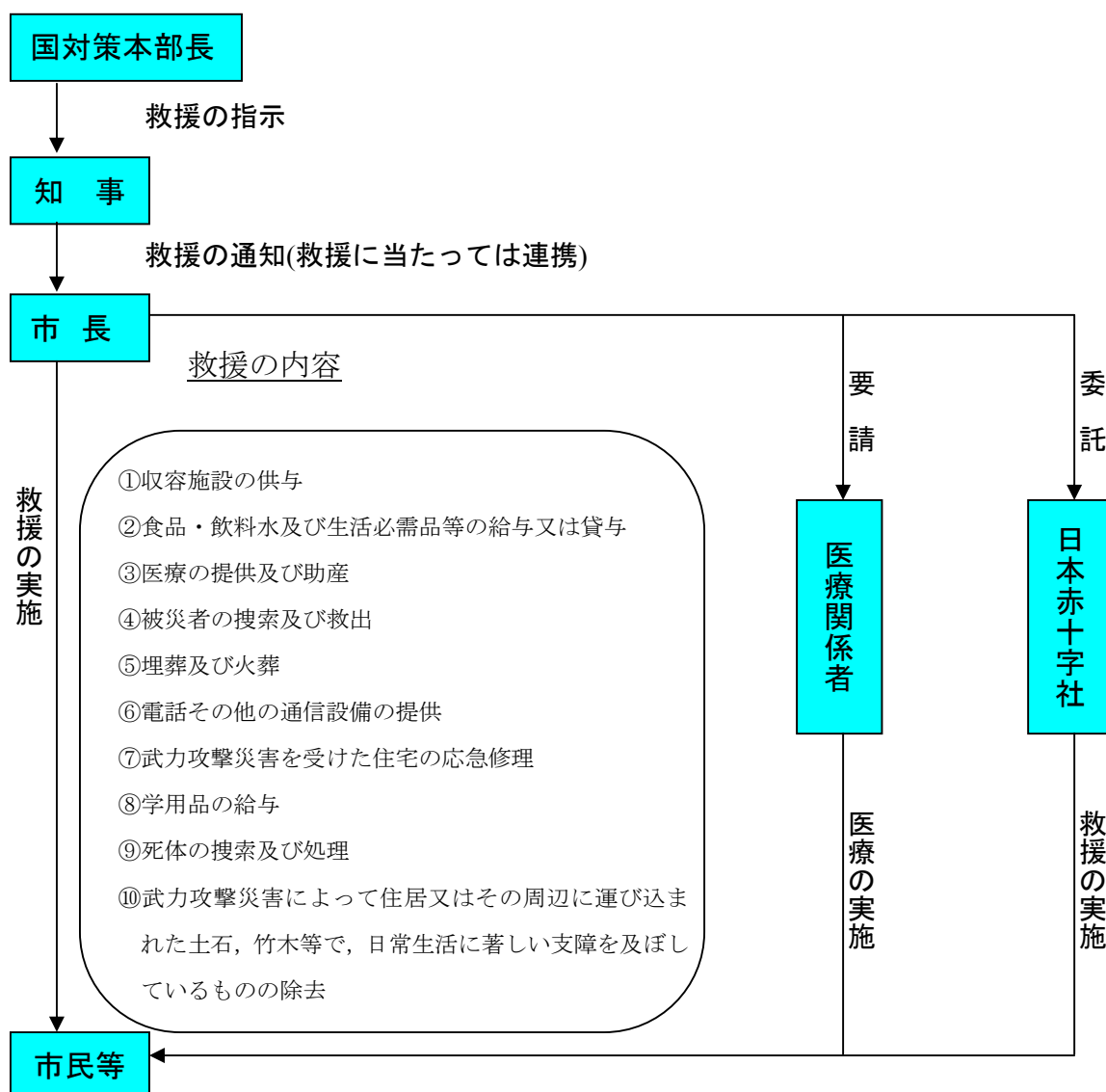
(2) 日本赤十字社との連携

市長は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(3) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

【救援フロー図】



3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び市国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に特別な基準の設定について

の意見を申し出る。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援に関する基礎資料

市長は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(4) 救援の内容

市長は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

ア 収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握（市民等を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・ 避難住民等の男女のニーズの違いへの配慮
- ・ 災害時要援護者等の特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、災害時要援護者等の特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の提供体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握

- ・ 引き渡し場所や集積場所の確認，運送手段の調達，物資輸送の際の交通規制
- ウ 医療の提供及び助産
- ・ 医薬品，医療資機材，NBC対応資機材等の所在の確認
 - ・ 被災状況（被災者数，被災の程度等）の収集
 - ・ 救護班の編成，派遣及び活動に関する情報の収集
 - ・ 避難住民等の健康状態の把握
 - ・ 利用可能な医療施設，医療従事者の確保状況の把握
 - ・ 医薬品，医療資機材等が不足した場合の対応
 - ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
 - ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- エ 被災者の捜索及び救出
- ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察，消防機関及び自衛隊，海上保安部の関係機関との連携
 - ・ 被災情報，安否情報等の情報収集への協力
- オ 埋葬及び火葬
- ・ 墓地及び火葬場の被災状況，墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
 - ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
 - ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
 - ・ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
 - ・ 県警察及び海上保安部との連携による身元の確認，遺族等への遺体の引渡し等の実施
 - ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地，埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- カ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 - ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 - ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - ・ 聴覚障がい者等への対応

- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数，被災の程度）
 - ・ 応急修理の施行者の把握，修理のための資材等の供給体制の確保
 - ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - ・ 応急修理の相談窓口の設置
- ク 学用品の給与
 - ・ 児童生徒の被災状況の収集
 - ・ 不足する学用品の把握
 - ・ 学用品の給与体制の確保
- ケ 死体の捜索及び処理
 - ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察，消防機関及び自衛隊，海上保安部の関係機関との連携
 - ・ 被災情報，安否情報の確認
 - ・ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - ・ 死体の処理方法（死体の洗浄，縫合，消毒等，一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - ・ 死体の一時保管場所の確保
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石，竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ・ 障害物の除去の施行者との調整
 - ・ 障害物の除去の実施時期
 - ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療救護活動

市は，武力攻撃災害が発生した場合，県，医療機関，医療関係団体と緊密な情報共有と協力体制の下に，武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。実施にあたっては，医療関係者の安全の確保について十分に配慮し，危険が及ばないよう必要な措置を講ずるとともに，必要に応じ，県及び県を通じて国，指定公共機関に支援を要請する。

また，市は，武力攻撃災害の発生に伴い精神的に不安定に陥る人に対して，精神医学等の専門家の協力を得てトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(1) 救護所等の設置

ア 市は、被災状況に応じて収容避難所に救護所を設置する。

イ 市は、災害状況に応じて地域保健福祉センター及び地域保健センターに救護センターを設置する。

(2) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県に支援要請を行う。

- 初期救急医療
- 災害拠点病院等への移送手配
- 医療救護活動の記録
- 死亡の確認
- 市町村への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告

(3) 救護センターの医療救護活動

市は、設置した救護センターにおいて、一般医療、歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。

- 精神科患者の治療
- 避難所への巡回診療及び相談
- 精神科医療機関への移送手配

(4) 後方支援医療機関による医療救護活動

市は、後方支援医療機関に対して活動要請を行う。また、市は、必要に応じ、県の指定する災害拠点病院に支援要請を行う。

- 被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ
- 救護班の派遣等

(5) 患者等の搬送

市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には県に支援要請を行う。

市は、消防等関係機関との連携により広域的な搬送体制を確保する。

(6) 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合には県に支援要請を行う。

市は、武力攻撃災害時における救護所及び被災医療機関等への医薬品

等の円滑な供給を行うため、災害医療拠点病院等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理を行う。

市は、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、関係機関に供給を要請し確保する。

市は、医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部に供給を要請し確保する。

救護班等は、医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充に支障が生じた場合には県に要請する。

(7) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

ア 核攻撃等の場合の医療活動

- ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ（治療の優先順位をつけるための患者の振り分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

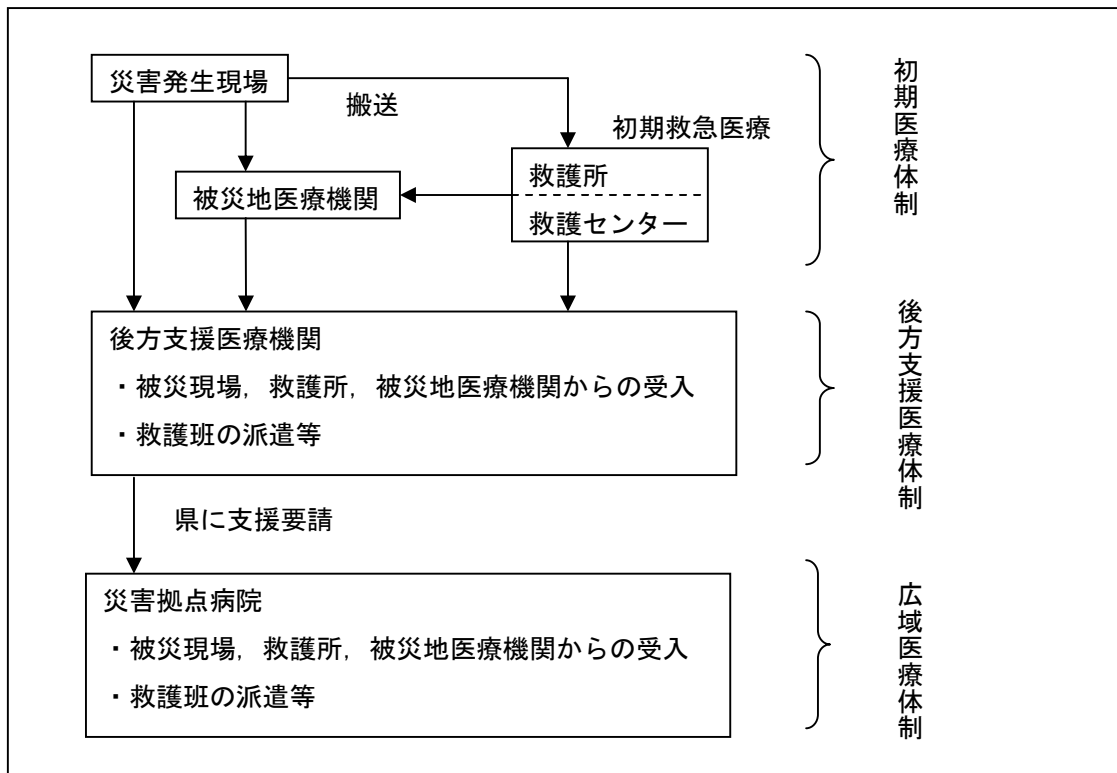
イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へワクチンの接種等の防護措置）
- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

【医療救護体制フロー図】



5 被災者の搜索及び救出

市は、武力攻撃災害のために生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、被災情報及び安否情報を踏まえ、県警察や消防機関等が行う搜索及び救出活動と連携を図るとともに、安全の確保に十分留意しつつ、搜索及び救出を実施する。

6 死体の搜索、処理、火葬及び埋葬

(1) 死体の搜索

市は、市内の被害状況の把握を行うとともに、県警察、消防機関、自衛隊及び海上保安部と連携して死体の搜索を行う。

(2) 死体の検案及び処理

市は、収容した死体の検案・身元確認・処理について、日本赤十字社新潟県支部、新潟市医師会及び新潟市歯科医師会に要請する。

(3) 遺体の埋葬及び火葬

市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的にかつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

市は、遺体搬送車両・骨つぼ等が不足する場合には県に要請する。

また、死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、火葬許可手続を簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議する。

7 救援の際の物資の売り渡し要請等

(1) 救援に際し市長が行う要請等

ア 市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

- 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が応じない場合の特定物資の収用
- 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

なお、市長は、特定物資の収用並びに保管命令及び土地等の使用を行うときは、国民保護法に基づき公用令書を交付する。

イ 市長は、救援の実施に必要な物資が不足し調達が困難な場合には、関係指定行政機関に、物資の調達について県を通じて支援を求める。

(2) 医療の要請及び指示並びに医療関係者の安全確保

市長は、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示することができる。この場合、知事は、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

8 避難住民受入後の状況の変化等に応じた措置

(1) 避難住民の受入れ

市長は、避難先地域に指定された場合は、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難住民を受け入れる。

(2) 避難者が増え続ける場合

市は、県と連携の上、避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握するものとする。地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

(3) 避難先に危険が迫った場合

市は、武力攻撃災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、県と協力して避難誘導に当たる。

9 災害時要援護者の生活支援

市は、避難所及び災害時要援護者の自宅等に保健師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握するとともに、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

10 避難の長期化への対処

(1) 市のとるべき措置

市民等の避難が長期化した場合は、市は、県と協力のうえ、避難所運営にあたって以下の点に留意するものとし、災害時要援護者等の特に配慮を要する者の処遇や男女のニーズの違いについて、十分に配慮するものとする。

- 避難者の栄養，健康等の対策
- 避難所の衛生，給食，給水等対策
- 被災者のプライバシー保護，メンタル相談等の対策
- 避難所運営に伴う各機関への協力要請

(2) 避難所における市民等の協力

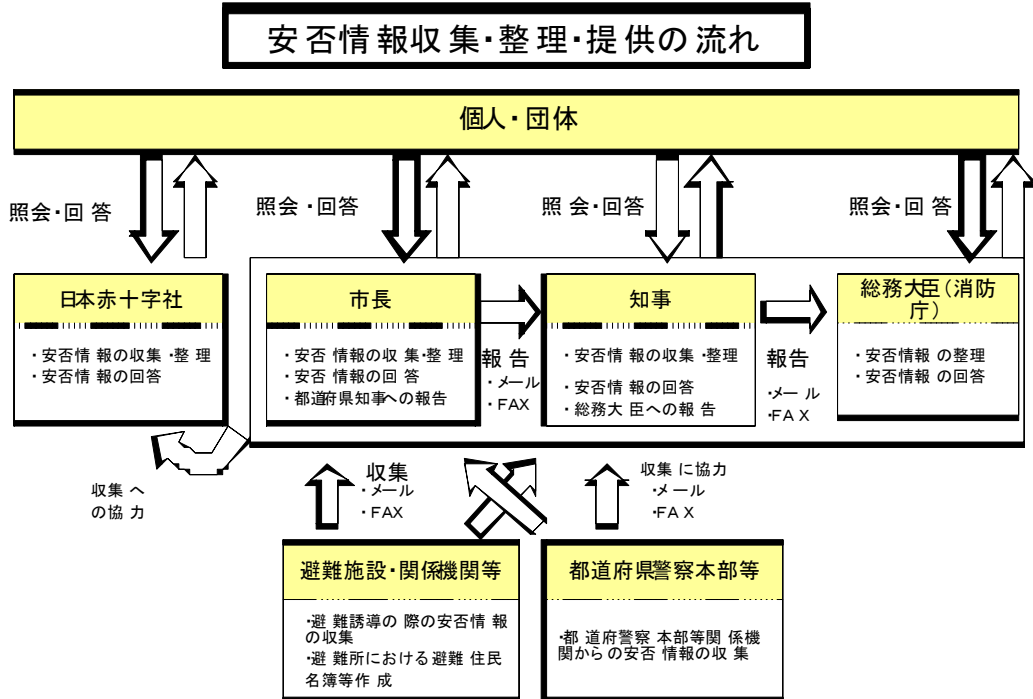
市は、避難所に避難した住民に対し、避難所の混乱回避，秩序維持及び生活環境悪化防止に努め，以下の点について協力するよう要請する。

また、市は、平素から避難所における生活上の心得について、市民等に周知を図る。

- 自治組織の結成とリーダーへの協力
- ごみ処理，洗濯，入浴，トイレ使用等生活上のルール遵守
- 災害時要援護者への配慮
- その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



収集項目

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族、同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民
 （上記①～⑦，⑪，⑭に加えて）
 - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体の安置されている場所

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した市民等については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した市民等については同様式2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない

⑬ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体の安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

- (注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
 (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

①の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

- (注5) ①の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 災害時要援護者の安否確認

市は、避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認し、安否確認に努める。

市は安否確認に当たっては、必要に応じ自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、国際交流協会等の協力を得るものとする。

(4) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

報告日時: 年 月 日 時 分

市町村名: 担当者名:

①氏名	②フリガナ	③出生の 年月日	国籍 の別	⑤住所	⑥国籍	⑦この被災人を識別 するための情報	⑧関係(関係者) の担当	⑨勤務又は 業務の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他の関係	⑫被災者 への対応の希望	⑬他人への被害 の希望	⑭関係(関係者・知人は外 の者への対応又は当該関係)	備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨喪失又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ①～④の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について、「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民等に周知する。

イ 市民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、住基カード等）を提示又は提出させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行う。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日

総務大臣
（都道府県知事） 様
（市町村長）

申 請 者

住所（居所）

氏 名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由
（○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）

- ①被照会者の親族又は同居者であるため。
②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため
③その他
()

備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日
様
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民等に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で市民等を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民等に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民等に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、市民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、市民等が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに市民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を市民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確

保する。

エ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに

に、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職員、消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における武力攻撃災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

また、新潟東港地域水道用水供給企業団及び新潟東港臨海水道企業団については、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防局等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 大規模駅における武力攻撃災害への対処等

市内には、首都圏に通ずる上越新幹線が運行しているが、各国の事例では、鉄道や駅がテロの標的とされる事案が実際に発生している。

多数の者が利用する人流の重要拠点という施設の特色から、大規模駅において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多大となり、市民等の生活に大きな支障を及ぼすおそれがあるため、大規模駅における武力攻撃災害への対処等に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

不特定多数の者が利用することなどにより、武力攻撃災害が発生した場合には重大な影響が生じる施設であって、かつ、要請された措置を実施することが可能であるものに限る趣旨から、新幹線が運行する市内の大規模駅（新潟駅）のうち、鉄道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの（以下「駅施設」という。）に関する対処について本項で記述する。

2 施設利用者等の避難措置

消防機関は、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、駅施設の管理者と連携のうえ、速やかに駅施設利用者の避難誘導を図る。

3 近隣住民等の避難措置

(1) 近隣住民の避難等の準備

市長は、駅施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、駅施設周辺の住民の避難措置等について、速やかに国及び知事と協議する。

(2) 避難の指示

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、市民等に避難経路や避難手段等を伝達する。

(3) 退避の指示

市長は、駅施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、駅施設周辺の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 警戒区域の設定

市長は、駅施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命

ずることができる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

4 駅施設が復旧されるまでの市長の情報提供等の措置

市長は、国、駅施設の管理者及び関係機関と連携し、復旧の目途や代替輸送手段など、駅施設利用者への必要な情報提供に努める。

第5 港湾施設における武力攻撃災害への対処等

市内には、特定重要港湾新潟港があり、西港区と東港区に分かれている。

物流及び人流の重要拠点という施設の特色から、港湾施設において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多大となり、市民等の生活に多大な支障を及ぼすおそれがあるため、港湾施設における武力攻撃災害への対処等に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

陸路が遮断された場合の緊急物資の運送に重要な役割を有し、破壊された場合には重大な影響が生じる施設であるものとして、特定重要港湾である新潟港における水域施設（航路、泊地等）及び係留施設（岸壁、栈橋、物揚場等）に関する対処について本項で記述する。

2 施設利用者等の避難措置

消防機関は、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、港湾管理者である県等と連携のうえ、速やかに港湾施設利用者の避難誘導を図る。

3 近隣住民等の避難措置

(1) 住民避難等の準備

市長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、施設周辺の住民の避難措置等について、速やかに国及び知事と協議する。

(2) 避難の指示

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、市民等に避難経路や避難手段等を伝達する。

(3) 退避の指示

市長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、施設周辺の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 警戒区域の設定

市長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

第6 空港旅客ターミナル施設における武力攻撃災害への対処等

市内には、日本海対岸諸国等との直行便が発着する空港である新潟空港がある。人流の重要拠点という施設の特色から、空港施設において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多大となり、市民等の生活に大きな支障を及ぼすおそれがあるため、特に旅客ターミナル施設における武力攻撃災害への対処等に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

陸路が遮断された場合の緊急物資の運送に重要な役割を有し、また不特定多数の者が利用することなどにより、破壊された場合には重大な影響が生じる施設であるものとして、新潟空港における旅客ターミナル施設に関する対処について本項で記述する。

2 施設利用者等の避難措置

消防機関は、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、

あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、旅客ターミナル施設管理者と連携のうえ、速やかに旅客ターミナル施設利用者の避難誘導を図る。

3 近隣住民等の避難措置

(1) 近隣住民の避難等の準備

市長は、旅客ターミナル施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、旅客ターミナル施設周辺の住民の避難措置等について、速やかに国及び知事と協議する。

(2) 避難の指示

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、市民等に避難経路や避難手段等を伝達する。

(3) 退避の指示

市長は、旅客ターミナル施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、施設周辺の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 警戒区域の設定

市長は、旅客ターミナル施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

4 旅客ターミナル施設が復旧されるまでの市長の情報提供等の措置

市長は、国、旅客ターミナル施設管理者及び関係機関と連携し、復旧の目途や代替輸送手段など、旅客ターミナル施設利用者への必要な情報提供に努める。

第7 石油コンビナート等における武力攻撃災害への対処等

市内には、石油コンビナート等特別防災区域として、新潟東港地区及び新潟西港地区の2箇所があり、石油や高圧ガスの貯蔵又は取扱い施設がある。また、火力発電所や化学工場施設も立地されている。

石油コンビナート等特別防災区域において武力攻撃災害が発生した場合には、周辺地域への危険拡大のおそれ、また広域かつ複雑な態様の二次災害発生のおそれがあるため、的確な国民保護措置の実施が必要である。

1 基本的対応

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、新潟県石油コンビナート等防災計画の規定が適用されることから、本計画に定めのない事項については、新潟県石油コンビナート等防災計画に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、危険物質等の取扱所として生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

なお、市は、消防機関、県、県警察、海上保安部等との緊密な連絡体制を確立するとともに、国民保護措置の実施にあたっては連携して行う。

2 構内従業員等の避難措置

消防機関は、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、石油コンビナート等特別防災区域内に所在する特定事業所（石油コンビナート等災害防止法で規定する第1種事業所及び第2種事業所）及びその他事業所（特定事業所に準ずる事業所として新潟県石油コンビナート等防災計画で定める事業所）の設置者（以下「特定事業者等」という。）と連携のうえ、速やかに、構内従業員等の避難誘導を図る。

3 近隣住民等の避難措置

- (1) 市長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、周辺の住民の避難措置等について、速やかに国及び知事と協議する。

(2) 避難の指示

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、市民等に避難経路や避難手段等を伝達する。

(3) 退避の指示

市長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、周辺住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行うことができる。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 警戒区域の設定

市長は、特別防災区域において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を知事に通知する。

4 施設の使用停止命令

市長は、武力攻撃にともなう被害の発生又は拡大のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、特定事業者等に対し、危険物等の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

5 被害の拡大の防止

消防機関は、県、特定事業者等及び海上保安部等と連携のうえ、速やかに消火及び被害の拡大防止に努める。

第8 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報の伝達及び通知をするとともに、退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、保健所は、県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行

う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性を考慮し、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なることから、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄

5号	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【施行令第31条（放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置の手続き）】

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、災害時要援護者等の特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての市民等に対して情報提供を実施する。

イ 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、県等の関係機関と協力し、被害を受けた市民等の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るとともに、水の安定的な供給等、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 相談所の開設

市は、避難所、市庁舎及び区役所等に被災者のための相談所を速やかに開設するものとする。

(2) 相談所の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施するものとする。

(3) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、カウンセリングの実施、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(4) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところに

より、市税に関する申告、申請、請求等及び納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共施設の適切な管理

市は、道路等の公共施設を適切に管理する。

第 11 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 赤十字標章等及び特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

ア 赤十字標章等(法第 157 条)

(ア) 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

(イ) 信号

第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

(ウ) 身分証明書

第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は次頁のとおり。）。

(エ) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。





(白地に赤十字)



(白地に赤新月)



(白地に赤のライオン及び太陽)

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD 常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	許可権者の署名/Signature of issuing authority
有効期間の満了日/Date of expiry		

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

イ 特殊標章等（法第158条）

(ア) 特殊標章

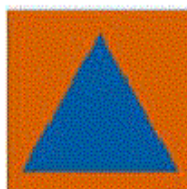
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(イ) 身分証明書

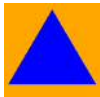

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(ウ) 識別対象

国民保護関係者，保護のために使用される場所等。



(オレンジ色地に青の正三角形)

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	許可権者の署名/Signature of issuing authority
有効期間の満了日/Date of expiry		

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

市長は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関また

は医療関係者

(ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。)

(3) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共施設の応急の復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

- (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、国及び県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償，実費弁償及び損害補償等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、各該当部課において国民保護措置の実施に伴う損失補償，国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1・2項)

損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項, 80条第1項, 115条第1項, 123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事。 (法第6条, 175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条, 175条)	

(7) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(イ) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(ウ) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

市は、武力攻撃事態に対するとともに、大規模テロ等の緊急処理事態においても、市民等の生命、身体及び財産の保護を迅速かつ的確に実施するため、緊急対処保護措置について以下のとおり定める。

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

また、国の緊急処理事態現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員を出席させ、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について密接な連携を図る。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

